

## 石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付規程

### （通則）

第1条 石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）に基づき一般社団法人ネクストエナジー（Next Energy Organization。以下「NEO」という。）が交付する補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）、石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）交付要綱（20241218財資第33号。）及びその他の法令の定めによるほか、この交付規程の定めるところによる。

### （交付の目的）

第2条 航空燃料の需要が急激に回復する中、著しい需要増が見込まれるエリア等については航空燃料の安定供給に支障が生じる恐れがある。そのため、補助金は、民間企業等が近隣の製油所／油槽所タンク、製油所の白土塔への設備投資を行う事業に支援を行い、国内線を含めた航空燃料の安定的な供給を実現することを目的とする。

### （交付の対象及び補助率）

第3条 NEOは、間接補助事業を行うもの（以下「間接補助事業者」という。）が間接補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象としてNEOが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象となる事業は、前条に掲げた交付の目的を達成するための以下のいずれかを行う事業とする。

- ① 製油所、油槽所等における航空燃料用既存タンクの転用等に係るFS、基本計画、基本設計、EPC、地盤、配管、電気工事等
- ② 製油所における出荷設備である白土塔の増強に係るFS、基本計画、基本設計、EPC、地盤、配管、電気工事等
- ③ 上記①、②に伴う出荷システム変更のためのFS、基本計画、基本設計、EPC等
- ④ 上記①から③に伴う調査事業等

3 補助対象となる経費は、前項の事業における、FS、基本計画、基本設計、EPC、地盤、配管、電気工事等及びそれに伴う調査事業等に係る経費とする。

- 4 補助率は、補助対象経費の1/3以内とする。
- 5 NEOが指定するエリアへの供給に資する事業のみ支援対象とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書にNEOが定める書類を添えて、NEOに提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 交付申請の具体的な手続き及び期間等については、NEOが別に定めるところによる。

(交付決定の通知)

第5条 NEOは、前条第1項の規定による申請書等の提出があった場合には、当該申請書等の内容について審査し、補助金を交付すべきものと認めたる時は、交付決定を行い、様式第3による補助金交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 前条第1項の規定による申請書等が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 NEOは、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 4 NEOは、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にNEOに書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第7条 間接補助事業者は、間接補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておかななければならない。

- 2 間接補助事業者は、前項の帳簿及び全ての証拠書類を間接補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する会計年度の終了後5年間、NEOの要求があったときはいつでもその閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 間接補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による申請書をNEOに提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。
  - (2) 間接補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
    - (7) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、間接補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
  - (4) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- (3) 間接補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 NEOは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第9条 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者に委託(請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。)し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結後速やかに、様式第1別添2に準じて届出書を作成し、NEOに届け出なければならない。

3 間接補助事業者は、第1項又は前項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 間接補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、間接補助事業の運営上、当該事業者でなければ間接補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、NEOの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 NEOは、間接補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、間接補助事業者はNEOから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、間接補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、間接補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第10条 間接補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をNEOの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定

する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 NEOが第14条第1項の規定に基づく確定を行った後、間接補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、間接補助事業者がNEOに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、NEOは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、間接補助事業者から債権を譲り受けた者がNEOに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（1）NEOは、間接補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（2）債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（3）NEOは、間接補助事業者による債権譲渡後も、間接補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら間接補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて間接補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、NEOが行う弁済の効力は、NEOが支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

#### （事故の報告）

第11条 間接補助事業者は、間接補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は間接補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（様式第5）をNEOに提出し、その指示を受けなければならない。

#### （状況報告）

第12条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行及び支出状況についてNEOの要求があったときは、速やかに様式第6による状況報告書をNEOに提出しなければならない。

#### （実績報告）

第13条 間接補助事業者は、間接補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は3月15日のいずれか早い日までに様式第7による実績報告書を、NEOに提出しなければならない。

2 間接補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了するときは、3月15日まで（間接補助事業の実施期間が1か月に満たない場合は、3月31日まで）に前項に準ずる実績報告書（以下「年度末実績報告書」という。）を、NEOに提出しなければならない。

3 間接補助事業者は、第1項の実績報告書又は前項の年度末実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、NEOは期限について猶予することができる。

4 間接補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

い。

(補助金の額の確定等)

- 第14条 NEOは、前条第1項の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る間接補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条第1項に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、間接補助事業者に通知する。
- 2 NEOは、間接補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合、間接補助事業者は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金をNEOに納付しなければならない。
- 4 NEOは、間接補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、第1項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、間接補助事業者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

(補助金の支払)

- 第15条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができる。
- 2 間接補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第8による補助金精算（概算）払請求書をNEOに提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条 間接補助事業者は、間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9により速やかにNEOに報告しなければならない。
- 2 NEOは、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第14条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第17条 NEOは、第8条第1項第3号の間接補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 間接補助事業者が、法令、交付要綱、本交付規程又はこれらに基づくNEOの処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 間接補助事業者が、補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 間接補助事業者が、間接補助事業に関して不正、怠慢その他不適正な行為をした場合。

- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、間接補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (5) 間接補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
- 2 NE0 は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 NE0 は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずる。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

- 第18条 間接補助事業者は、補助対象経費（間接補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 間接補助事業者は、取得財産等について、様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 間接補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第13第1項に定める実績報告書に様式第11による取得財産等明細表を添付しなければならない。
- 4 NE0 は、間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部をNE0に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

- 第19条 取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、一定期間その処分を行ってはならない。
- 2 前項の規定による財産の処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日付け通商産業省告示第360号）の別表一を準用する。
- 3 間接補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による財産処分承認申請書をNE0に提出し、その承認を得なければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

#### (情報管理及び秘密保持)

- 第20条 間接補助事業者は、間接補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、間接補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保

持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 間接補助事業者は、間接補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。間接補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も間接補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は間接補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第21条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

附 則（令和7年2月21日制定）

この交付規程は、経済産業大臣の承認を受けた日（令和7年2月21日）から施行し、令和6年度予算に係る補助事業から適用する。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき



(様式第1)

令和 年 月 日

一般社団法人ネクストエナジー  
代表理事 殿

申請者 住 所  
事業者名  
代表者名

令和 年度予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付申請書

石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付規程（以下「交付規程」という。）第4条第1項の規定に基づき、補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

## 記

1. 間接補助事業の名称

2. 間接補助事業の目的及び内容

3. 間接補助事業の開始予定日及び完了予定日

(1) 開始予定年月日 令和 年 月 日

(2) 完了予定年月日 令和 年 月 日

4. 補助金交付申請額

(1) 間接補助事業に要する経費 円

(2) 補助対象経費 円

(3) 補助率

(4) 補助金交付申請額 円

(注1) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付あるいは事前に別途提出すること。

1. 申請者の営む主な事業

2. 申請者の資産及び負債に関する事項

3. 申請者の役員等名簿（別紙1）
4. 実施計画書（様式第2）
5. 燃料安定供給計画書（様式第2の2）

（注2）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

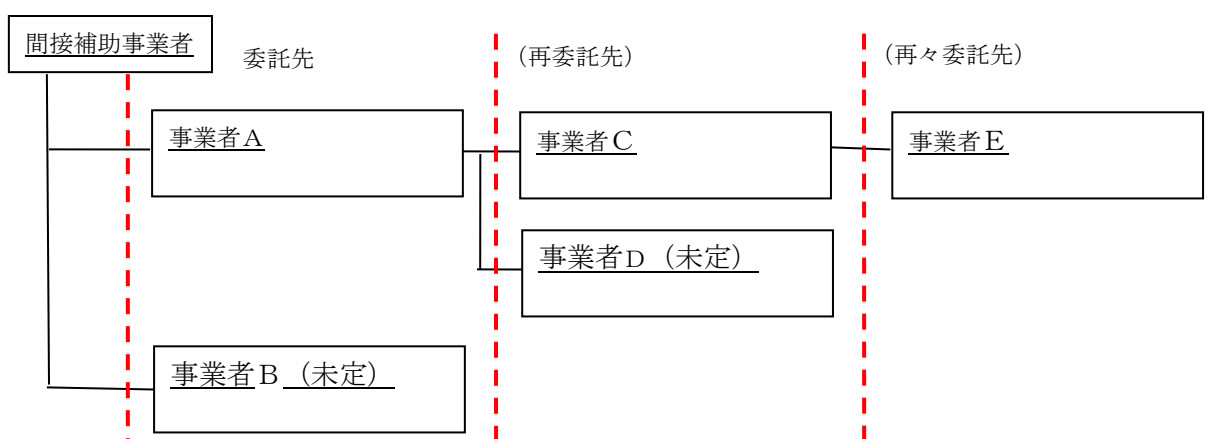


(別紙2)

### 実施体制図

実施体制（税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲	精算行為の有無
〇〇(補助事業者名を記載)	補助事業者	東京都〇〇区.....	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者A( )	委託先	東京都〇〇区.....	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者B未定	外注先	〃	〃	〃	有
事業者C	再委託先(事業者Aの委託先)	〃	〃	〃	有
事業者D未定(再委託先)	再委託先(事業者Aの委託先)	〃	〃	〃	有
E(再々委託先)	再々委託先(事業者Cの委託先)	〃	〃	〃	有



#### 【実施体制図に記載すべき事項】

・間接補助事業の一部を第三者に委託する場合には、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、間接補助事業者との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲

・第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み 100 万円以上の取引に限る）も上記同様に記載のこと。

(様式第2)

令和 年度予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）実施計画書

1. 間接補助事業の名称

2. 間接補助事業の目的

3. 設備設置・増強予定地及び主な航空燃料出荷ルート（想定している具体的な供給先空港も要記載）

4. 間接補助事業内容

5. 詳細工程

(1) 間接補助事業の開始予定及び完了予定日

①開始予定年月日                    令和    年   月   日

②完了予定年月日                    令和    年   月   日

(2) 間接補助事業の実施予定スケジュール

(別表様式第1)に記載

6. 間接補助事業者及びその事業所の概要

(1) 事業者名及び法人番号

(2) 間接補助事業を実施する事業所名及び所在地

(3) 連絡先

①事業管理者の連絡先

②経理担当者の連絡先

7. 間接補助事業者の経営戦略等における方針

## 8. 財政・資金計画、実施体制等

### (1) 所要資金計画

#### ①所要資金計画

(別表様式第2)に記載

#### ②間接補助事業に要する予定経費、補助対象予定経費及び補助金交付申請予定額

(別表様式第3)に記載

### (2) 資金調達計画

(別表様式第4)に記載

### (3) 間接補助事業実施体制

## 9. 賃金引き上げ計画

※賃金引き上げ計画があれば、その引き上げ時期及び給与等受給者一人当たりの平均受給額の増加率等

## 10. ワーク・ライフ・バランスの取組み

※えるぼし、くるみん、ユースエールの認定状況と認定年

## 11. 魅力発見！三陸常磐ものネットワークの取組

## 12. その他

### (1) 他の補助事業等との関係

### (2) 許認可、権利関係等間接補助事業実施の前提となる事項

### (3) その他間接補助事業実施上問題となる事項

(別表様式第1)

間接補助事業の実施予定スケジュール (令和 年度)

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

- (注) 1. 年度ごとに実施スケジュールを記載してください。  
2. 間接補助事業の項目毎に記載してください。



(別表様式第2)

所要資金計画 (令和 年度)

◇補助対象経費明細

(単位：円)

積算内訳	金額
合 計	

◇間接補助事業者の補助対象経費内訳

(単位：円)

間接補助事業者	金額
合 計	

- (注) 1. 複数年度の事業は年度ごとに作成し、この表に準じて合計表を作成する。  
2. 所要資金計画は、補助対象経費のみ記載する。  
3. 積算内訳は、単価があるものは記載してください。

(別表様式第3)

間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請予定額

(単位：円)

間接補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額

(別表様式第4)

資金調達計画

(単位：円)

調達先	調達金額	備考
補助金		
自己資金		
合計		

(注) 調達金額は、事業総額に係る間接補助事業に要する経費について記載する。

(様式第2の2)

令和 年 月 日

一般社団法人ネクストエナジー  
代表理事 殿

(申請者名)

住 所

事業者名

代表者名

### 航空燃料の安定供給計画書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業（以下、「当該補助事業」という。）の主旨に則り、下記のとおり取り組むことで、航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備を図り、国内で必要な航空燃料の安定的な供給を果たします。

#### 記

##### 1. 航空燃料の安定供給に向けた基本方針

航空燃料の急激な需要増に向けて、航空燃料のサプライチェーン整備を図り、国内における航空燃料の安定供給を目指す。

##### 2. 燃料安定供給に向けた取組等（それぞれ具体的に記載してください）

###### ①国内への航空燃料の安定供給に向けた課題

（国内への航空燃料の安定供給に支障を来しうる課題を網羅的に記載してください）

（想定される内容）

需要の急激な増加に伴う設備不足 等

###### ②課題解決に向けた取組・対応方針

（想定される内容）

製油所等における既存燃料タンクを航空燃料タンクに転用することや、製油所等から空港に航空燃料を運ぶローリーの台数の確保 等

###### ③取組・対応方針における当該補助事業の位置づけ・効果

（想定される内容）

必要資金が確保できることで、国内における航空燃料の安定供給に資するサプライチェーンの整備にむけた投資が可能となった 等

①国内への航空燃料の安定供給に向けた課題

②課題解決に向けた取組・対応方針

③取組・対応方針における当該補助事業の位置づけ・効果

(注) これらの記載事項については、事業実施後に対応状況の調査やヒアリング等を行う場合があります。

### 3. 補助金適正化法に基づく適正管理

当該補助事業により取得した補助対象設備等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）の規定に従い適正に管理するとともに、財産処分制限期間内に財産処分を行う場合は必ず事前に（一社）ネクストエナジーに報告・承諾を得た上で財産処分を行います。

以上

(様式第3)

令和 年 月 日

住 所

事業者名

代表者名

一般社団法人ネクストエナジー  
代表理事

令和 年度予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付決定通知書

令和 年 月 日付け申請のありました令和 年度予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）については、石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付規程（以下、「交付規程」という。）第5条第11項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、同項の規定に基づき通知します。

#### 記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。
2. 間接補助事業の名称及び管理番号
3. 間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

間接補助事業に要する経費	金	,		円
補助対象経費	金	,		円
補助金の額	金	,		円

ただし、間接補助事業の内容が変更された場合における間接補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
4. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。
5. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額とのいずれか低い額の合計額とします。

6. 間接補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）交付要綱及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。また、間接補助事業者等の不正経理等の防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条（地方公共団体の場合は第31条）までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 経済産業省の所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- (5) 間接補助事業者等の名称及び不正の内容の公表

7. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

(様式第4)

令和 年 月 日

一般社団法人ネクストエナジー  
代表理事 殿

間接補助事業者  
住 所  
事業者名  
代表者名

令和 年度予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）計画変更（等）承認申請書

石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付規程第8条の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

#### 記

1. 間接補助事業の名称及び管理番号
2. 変更の内容
3. 変更を必要とする理由
4. 変更が補助事業に及ぼす影響
5. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額  
（新旧対比）
6. 同上の算出基礎

（注）中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。



(様式第5)

令和 年 月 日

一般社団法人ネクストエナジー

代表理事 殿

間接補助事業者

住 所

事業者名

代表者名

令和 年度予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）事故報告書

石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付規程第11条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の名称及び管理番号

2. 事故の原因及び内容

3. 事故に係る金額 円

4. 事故に対して採った措置

5. 補助事業の遂行及び完了の予定

(様式第6)

令和 年 月 日

一般社団法人ネクストエナジー

代表理事 殿

間接補助事業者

住 所

事業者名

代表者名

令和 年度予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）状況報告書

石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付規程第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の名称及び管理番号
2. 間接補助事業の遂行状況
3. 補助対象経費の区分別収支概要

(様式第7)

令和 年 月 日

一般社団法人ネクストエナジー

代表理事 殿

間接補助事業者

住 所

事業者名

代表者名

令和 年度予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）実績報告書

石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付規程第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の名称及び管理番号

2. 実施した間接補助事業

- (1) 間接補助事業の内容
- (2) 重点的に実施した事項
- (3) 間接補助事業の効果

3. 間接補助事業の収支決算

(1) 収 入

(単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金 補助金充当額	
合 計	

(2) 支 出

(イ) 総括表

(単位：円)

区 分	間接補助事業に 要した経費		補 助 対 象 経 費		補 助 金 充 当 額	
	計画額	実績額	計画額	実績額	交 付 決定額	実績額

合 計						

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第18条第3項の規定に基づき、様式第11による取得財産等管理明細表を添付することとする。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

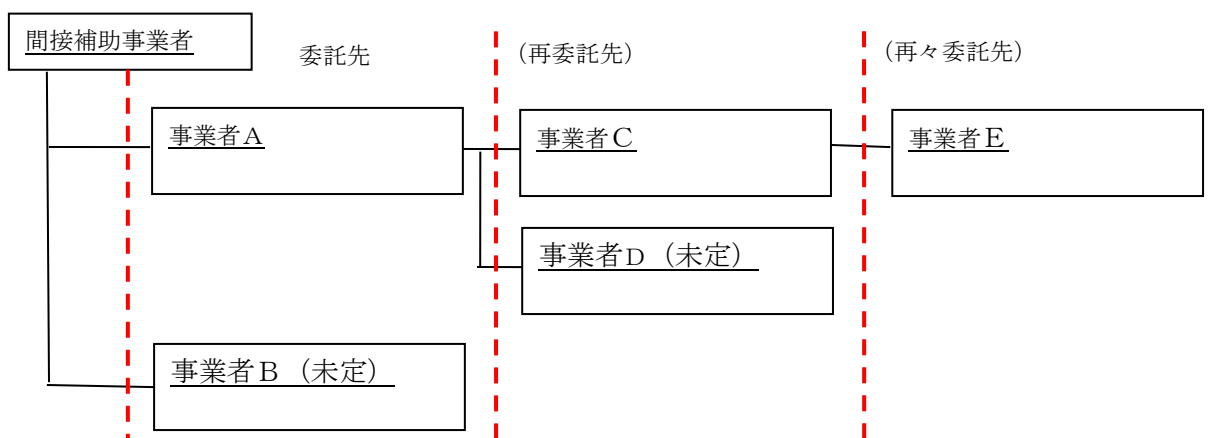
(注3) 支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

(注4) 補助事業の一部を第三者に委託をした場合は、最終的な実施体制図を添付すること。

## 実施体制図

実施体制（間接補助事業者及び税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	関係	住所	実績額(税込み)	業務の範囲	精算行為の有無
〇〇（間接補助事業者名を記載）	間接補助事業者	東京都〇〇区・・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者A	委託先	東京都〇〇区・・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと	有
事業者B未定	外注先	〃	〃	〃	有
事業者C	再委託先（事業者Aの委託先）	〃	〃	〃	有
事業者D未定	再委託先（事業者Aの委託先）	〃	〃	〃	有
事業者E（再々委託先）	再々委託先（事業者Cの委託先）	〃	〃	〃	有



（注）「委託・外注費」：事務処理マニュアル上の「I.経理処理のてびき」＜主な対象経費項目及びその定義＞に記載の経費項目である「II事業費（※）（印刷製本費やその他諸経費（修繕・保守費、翻訳通訳、速記費用など）など、他の事業者より特定の役務を提供してもらう事業、請負その他委託の形式を問わない。）、III委託・外注費」に計上される総額経費

※「Ⅱ事業費」の対象経費は、他の事業者に特定の役務依頼を行う事業であるため、備品や消耗品の購入、謝金や補助員人件費などは対象外。

(注) 本実施体制図に記載された情報は原則経済産業省ホームページで公表する。ただし、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす具体的なおそれがある場合は、公表時には事業者名（住所、契約金額及び業務の範囲など。）の記載を省略することができる。

**【実施体制図に記載すべき事項】**

- ・ 補助事業の一部を第三者に委託（請負その他委託の形式を問わない。）した場合については、契約先の事業者（税込み100万円以上の取引に限る）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、実績額及び業務の範囲
- ・ 第三者の委託先からさらに委託している場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も上記と同様に記載のこと。

(様式第8)

令和 年 月 日

一般社団法人ネクストエナジー

代表理事 殿

間接補助事業者

住 所

事業者名

代表者名

令和 年度予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）精算（概算）払請求書

石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付規程第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 間接補助事業の名称及び管理番号
2. 精算（概算）払請求金額（算用数字を使用すること。） 円
3. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
4. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
5. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

(様式第9)

令和 年 月 日

一般社団法人ネクストエナジー

代表理事 殿

間接補助事業者

住 所

事業者名

代表者名

令和 年度予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付規程第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業の名称及び管理番号
2. 補助金額（交付規程第14条第1項による額の確定額） 円
3. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円
5. 補助金返還相当額（3. - 2.） 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。



(様式第10)

取得財産等管理台帳

取得財産番号	区分	財産名	規格	単価 (円)	数量	金額 (円)	取得 年月日	処分制限期 間(年)	保管場所	補助率	備考

- (注)
1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付規程書第19条第1項に定める処分制限額以上の財産とする
  2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
  3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
  4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
  5. 処分制限期間は、交付規程19条第2項に定める期間を記載すること。



(様式第12)

令和 年 月 日

一般社団法人ネクストエナジー  
代表理事 殿

間接補助事業者  
住 所  
事業者名  
代表者名

令和 年度予算石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）財産処分承認申請書

石油供給構造高度化事業費補助金（航空燃料の安定供給に資するサプライチェーン整備支援事業）（国庫債務負担行為分）交付規程第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

1. 間接補助事業の名称及び管理番号

2. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日  
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

3. 処分理由